

本庄市立図書館雑誌スポンサー募集要項

1 目的

民間企業等と図書館との協働の一環として、所蔵する雑誌のスポンサーになっていただくことにより、市民サービス向上としての図書館の雑誌コーナーの充実、及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2 内容

図書館の提示する雑誌リストの中から選択した雑誌を提供していただくことで、その雑誌の最新号のカバーに名称及び広告を掲載いたします。

スポンサーは、広告の掲載により図書館を情報発信の場として活用できます。また、新たな財源確保による資料の充実が図書館の市民サービス向上に結びつくため、スポンサーの地域貢献としてアピールできます。

3 スポンサーの資格及び広告の対象

- (1) スポンサーは、法人その他の団体又は事業を営む個人とします。ただし、本庄市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第5条各号に該当する業種又は事業に係るものは対象としません。
- (2) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、本庄市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第6条各号に該当するものは対象としません。

4 雑誌の選定

スポンサーは、図書館の提示する雑誌リストの中から、広告を掲載する雑誌を選択するものとします。

5 広告の位置及び規格

別紙のとおり

6 広告の掲載期間

広告の掲載期間は、雑誌の提供期間（原則1年）とします。ただし、広告掲載の期間満了の2か月前までに図書館又はスポンサーのいずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に広告掲載期間を1年間延長するものとし、その後も同様とします。

7 申込み方法

- (1) 本庄市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参してください。
- (2) 申込書に添付する書類
 - ア 掲載をしようとする広告の原稿
 - イ 申込者の事業の内容が分かるもの（業種・代表者名・連絡先の分かるもの）
 - ウ その他図書館長が必要と認める書類
- (3) 申込書の提出先は、本庄市立図書館本館とし、受付は図書館開館日の午前10

時から午後5時の間とします。

- (4) 同一館の、同一の雑誌に複数の応募があった場合は、申込順で決定します。但し、郵送等により同着の場合は、抽選により決定します。

8 雑誌スポンサーの決定等

- (1) 申込み受付後、直ちに内容を確認し、必要があれば申込者と協議を行い、スポンサーを決定します。
- (2) 申込み内容等については、本庄市立図書館スポンサー制度実施要綱に基づき審査を行います。
- (3) 広告の審査の後、速やかに申込者に雑誌スポンサー可否決定通知書（様式第2号）によりお知らせします。

9 掲載雑誌の所有権

納入された雑誌の所有権は、市に帰属します。

10 雑誌の振替等

スポンサーは、選んだ雑誌が廃刊又は休刊した場合は、雑誌リストにある別の雑誌に広告を振替えることができます。

振替等により支払金額に差額が生じたときは、スポンサーと図書館で別途協議をするものとします。

11 スポンサーの取消し

スポンサーから雑誌の提供中止の意思表示があったとき及び本庄市立図書館スポンサー制度実施要綱第5条に該当することが明確になった場合並びに第11条に該当する時は、スポンサーを取り消します。

12 その他

その他広告の掲載に関して疑義が生じた場合は、必要に応じてスポンサーと協議して決めます。

13 申込み及び問合せ先

申込みは、本庄市立図書館本館で行ってください。また、問合せは開館日の午前10時から午後5時までの間で受け付けます。

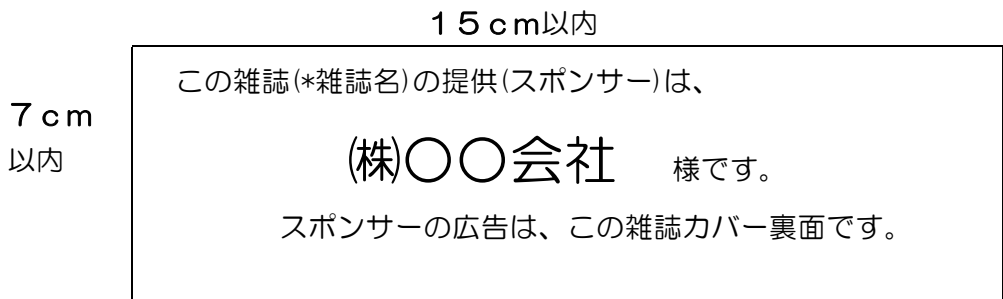
〒367-0054 本庄市千代田4-1-9

電話番号 0495-24-3746

E-mail tosyokan@city.honjo.lg.jp

別紙

雑誌の最新号閲覧用カバー表面の表示例



2 雑誌の最新号閲覧用カバー裏面の表示例

